

○職の任命発令要領

〔平成10年7月27日〕
〔務発第454号〕

〔沿革〕 平成13年3月8日務発第216号

(概要)

本部の課長補佐又は署の課長以上の職の任命は警察本部長が発令することなどを定めたものである。